

2020 年 3 月 31 日施行

2020 年 7 月 29 日改定

学校法人 片柳学園

新型コロナウイルス感染症対策行動計画

1. 基本方針

本行動計画は、片柳学園の学生及び教職員の新型コロナウイルス感染拡大を抑え、学園が果たすべき教育・研究・社会貢献への影響を最小限に留めることを目的に策定するものである。現時点では新型コロナウイルス感染症の病態及びその影響が十分に解明されていないことから、今後の判明事実や行政等の対応方針を踏まえ本行動計画も柔軟に適応するとともに、それぞれの局面に応じた具体的な対応をまとめたマニュアル（以下、「マニュアル」とする。）を別途作成し随時更新することとする。

2. 対策委員会

- （1）情報の収集・提供、感染の予防や対策を講じる体制として、学園に次の組織を設置する。

新型コロナウイルス伝染病初動対策委員会（以下、「コロナ委員会」とする。）

- （2）学園の学生及び教職員から感染が疑われる場合等は緊急体制として、学園に次の組織を設置する。

緊急対策委員会

3. 情報の収集・提供

行政からの新たな対応策を早期に把握し、コロナ委員会内で共有し学園内の対策等に反映させる。学園内掲示板による通常の情報共有に加え、感染防止策などの重要度の高い情報は、校内 HP 等に専用ページを設け学生や教職員に対し、情報を共有する。

感染の疑いがある者が学園内で発生した場合は、マニュアルに沿ってコロナ委員会に情報提供する。

なお、学生・教職員からの新型コロナウイルスに関する報告・相談は登校・通勤せずに、別途定めるマニュアルに沿って対応する。

4. 感染拡大防止

国の基本方針や都の対策を基本として、他大学の対応や感染拡大状況を踏まえた対応をとる。感染状況の変化が著しいことから、対応の詳細については、通知等により随時周知する。

- （1）予防の徹底

学生及び教職員に対し、手洗いや咳エチケットなどの国が示す予防対策を徹底させる。マスクは各自準備することを基本とするが、入手困難な状況を踏まえ、学園主催行事等においては、必要に応じて提供する場合もある。

- （2）海外渡航の留意事項

WHO が世界規模で大流行を宣言し、さらにその状況が加速しているとの警告を発し

ていることから、学生及び教職員に対し海外渡航の中止又は延期を要請する。止むを得ず海外渡航する学生及び教職員に対しては、海外渡航届（別紙）を事前に提出させ、帰国時に変更事項等を報告させる。外務省から発せられた感染症危険情報のある国や地域レベル（レベル 3,2,1）から帰国した学生及び教職員に対し 14 日間の自宅待機を要請し、健康状況報告を求める。

具体的な対応については、別に定めるマニュアルに基づいて行う。

（3）国内移動（出張・就職活動・旅行等）

学生及び教職員に対し、訪問地の患者数等を十分に確認のうえ感染が拡大している地域への訪問の自粛と、その他の地域の訪問においても必要性を十分に検討するよう要請する。

（4）重症化リスクへの対応

国の「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」で示している糖尿病や心不全などの基礎疾患を有する学生及び教職員の実態を把握し、重症化リスクについて個別に周知する。

5. 感染が疑われる場合の対応

国の相談受診目安における帰国者・接触相談センターへの相談目安に該当する学生及び教職員には、相談センターに電話相談させウイルス検査の実施の有無など結果を報告させる。相談の結果、指示や措置等があった場合は、その指示等のある間、随時状況を報告させ、報告内容を集計した上で、コロナ委員会で情報を共有し学内対策等に活用する。具体的な対応については、別に定めるマニュアル・フローチャートに基づいて行う。

6. 感染した場合の対応

ウイルス検査で陽性反応があった学生及び教職員については登校しない事。その上で就学・就業上の支障を軽減するよう支援する。治療に関しては指定医療機関等の対応に委ね、保健所の積極的疫学調査（感染経路・濃厚接触者調査等）に協力する。

感染者の学内滞在（学生寮を含む）が確認された場合は、学園内施設の必要な範囲を十分消毒する。学内で感染者が発生した場合は、文部科学省の通知等に沿って、休校措置、一部機能の縮小、学園閉鎖、閉寮等を検討する。

7. 授業・実習等への対応

罹患学生及び教職員に対しては、国の通知等を参考に、治癒するまでの間、出席停止の措置をとる。（学校保健安全法第 19 条による措置ほか）大学、専門学校および日本語学校の全部又は一部の休業については都の要請、地域内及び学内の感染状況を参考に判断する。

授業に関する連絡事項や休業を実施する場合は、全学生、全教職員にメールや各校ホームページで周知する。休業を行った場合は必要に応じて補講を設定する。補講する場合の具体的な実施方法については別途定める。

8. 各行事等への対応

国の基本方針や他大学の対応、感染拡大を踏まえ、学生及び教職員の健康維持を最優先に考慮した対応を行い、必要に応じて開催の延期・中止等を検討する。決定した事項は速やかに学園内 HP 等に掲載し、情報を共有する。

9. 欠席・休暇の扱い

学生及び教職員の感染症に対する休みの取り易い環境を整えるため、学生の出席停止措置の柔軟な運用や補講の開講、教職員の病休や臨時休暇などの柔軟な運用に努める。

具体的な対応については、別に定めるマニュアルに基づいて行う。